

平成30年3月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社丹沢交通 (法人番号: 4021002055811) 代表者田中博志
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2348 (町田営業所) 東京都町田市南町田3-12-567-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年12月18日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	群馬福祉交通株式会社 (法人番号: 5070001019144) 代表者内田親孝
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県太田市由良町875-11 (埼玉営業所) 埼玉県加須市久下4-21-6
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年5月16日及び平成29年5月17日、区域拡大を行ったことを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2) 事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3) 運行管理者の解任届出違反(運送法第23条第3項)、(4) 整備管理者解任の未届出(道路運送車両法第52条)、(5) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 25点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社えびす交通 (法人番号: 6050002008460) 代表者辻川孝明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 愛知県清須市春日中沼53 (埼玉営業所) 埼玉県三郷市彦成3-210-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	平成29年11月28日、区域拡大を行ったことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 15点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	関東自動車株式会社 (法人番号: 4030001001750) 代表者宇野三花
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市浦和区仲町2-3-19 (富士見営業所) 埼玉県富士見市大字東大久保字南畑界104-3
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	平成29年12月12日及び平成29年12月18日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	入間中央交通株式会社 (法人番号: 5030001026763) 代表者手塚安夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県入間市二本木972-1 (本社営業所) 埼玉県入間市二本木南原972-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	平成29年12月19日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	三和交通有限会社（法人番号：7040002102271） 代表者岩瀬幸一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 千葉県いすみ市岬町江場土2734-1 （本社営業所） 千葉県いすみ市岬町江場土2734-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 220日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年4月25日及び平成29年4月26日他、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(5)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)乗務等の記録等義務違反(運輸規則第25条)、(7)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条)、(8)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条)、(9)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(10)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(11)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 22点 当該事業者の累積点数 48点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	華光観光株式会社（法人番号：5040001090528） 代表者小野尾光
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県市原市玉前西1-3-25 (本社営業所) 千葉県市原市玉前西1-3-25
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 80日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成29年7月31日及び平成29年8月10日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3) 点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(5) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	館林観光バス株式会社 (法人番号: 6070001021818) 代表者関井正彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県館林市大手町7-10 (千葉営業所) 千葉県成田市吉岡1126-22
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	平成29年11月13日及び平成29年11月15日他、区域拡大を行ったことを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。 (1) 疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(4) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5) 運行管理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ケイ・エス観光 (法人番号：6011402003022) 代表者林嗣商
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都板橋区三園1-48-10-2F (千葉営業所) 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1-427
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年12月13日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局山梨運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社芦安観光タクシー (法人番号: 5090002007096) 代表者青木常治
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県南アルプス市芦安芦倉599 (八田営業所) 山梨県南アルプス市六科1587-20
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第5項
(6) 違反行為の概要	平成30年1月11日及び平成30年1月19日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第5項)、(2)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(3)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 11点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)